

(趣旨)

第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合における製造の請負（工事の請負を除く。）、物品の買入れ、業務の委託（公の施設の管理の委託を除く。）等に係る契約に関し、秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第15号）に規定する一般競争入札若しくは指名競争入札に参加し、又は随意契約の相手方となる者についての必要な資格（以下「入札参加等資格」という。）、指名競争入札に参加し、又は随意契約の相手方となる者の選定等については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(資格審査の実施)

第2条 入札参加等資格に係る審査（以下「資格審査」という。）は、2年に1回定期に行うほか、別に定めるところにより随時に行うものとする。

(申請書の提出)

第3条 広域連合長は、資格審査を受けようとする者から入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類又はその写し及びあて名を記載しなければならない。

- (1) 営業経歴書
- (2) 印刷設備明細書
- (3) 支店・営業所一覧表
- (4) 委任状
- (5) 代理又は特約を受けている会社一覧表
- (6) 使用印鑑届

3 申請書の提出期間は、次のとおりとする。

- (1) 定期の資格審査 当該審査を行う年度の1月から2月までの間で契約担当課長が定める期間
- (2) 随時の資格審査 契約担当課長が定める期間

(申請者の条件)

第4条 申請者に必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 継続して1年以上その事業を営んでいること。
- (2) 市区町村税及び消費税を完納していること。
- (3) 営業上必要とする許可、登録等を有していること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、申請者が営業を継承した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該被承継人が事業を営んでいた期間は、当該承継人である申請者が事業を営んでいる期間にこれを通算するものとする。

- (1) 相続があったとき。
- (2) 個人事業者が、会社を設立し、その会社はその営業を譲渡し、その会社の取締役役に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し、その会社の取締役がその営業を譲り受け、個人事業者となったとき。

- (4) 合併により解散した会社の取締役が、合併により新設され、又は合併後存続する会社の取締役に就任し、現にその任にあるとき。
- (5) 会社がその組織を変更し、他の種類の会社となったとき。
- (6) その他営業の譲渡等で継続性が認められるとき。

(有資格業者の認定)

第5条 事務局長は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに、当該申請者が、前条第1項各号の条件を満たし、かつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者には該当しない者であるかどうかを確認の上、入札参加等資格がある者（以下「有資格業者」という。）としての認定又は不認定をするものとする。

(資格の有効期間)

第6条 入札参加等資格の有効期間は、当該認定がされたときから次期の定期の資格審査に基づき入札参加等資格が認定されるときまでとする。

(資格認定通知等)

第7条 契約担当課長は、第5条の規定により有資格業者の認定又は不認定がされたときは、当該申請者に対して入札参加等資格認定（不認定）通知書を送付するものとする。

(有資格業者名簿)

第8条 契約担当課長は、前条の規定により有資格業者の認定通知をしたときは、入札等有資格業者名簿を作成し、関係課長にこれを通知しなければならない。

(変更等の届出)

第9条 有資格業者は、第7条の規定により認定の通知を受けた後において次に掲げる事項に変更があったときは、入札参加資格審査申請事項変更届により、その旨を届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の氏名（個人の場合は、その者の氏名）
- (4) 代理人
- (5) 印鑑証明に係る印鑑又は使用印鑑
- (6) 組織内容

2 契約担当課長は、前項の規定による届出があった場合は、審査の上、認定の内容を変更し、同項第1号から第4号までの事項に変更があるときは、入札等有資格業者名簿を変更し、関係課長にこれを通知しなければならない。

(資格の認定の取消し等)

第10条 事務局長は、有資格業者が第4条第1項各号の条件を満たすことができなくなったとき、若しくは地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき、又は不正の手段で入札参加等資格の認定を受けたと認められるときは、当該認定を取り消すものとする。

2 事務局長は、有資格業者から当該入札参加等資格の認定に係る辞退の届出があったときは、直ちに当該認定を取り消すものとする。

3 契約担当課長は、前2項の規定により認定を取り消したときは、入札参加等資格認定

取消通知書により当該業者に通知するとともに入札等有資格業者名簿から抹消し、関係課長にこれを通知しなければならない。

(指名業者の選定基準)

第11条 指名業者を選定しようとするときは、次に掲げる事項を総合的に勘案しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 個人又は法人及びその代表者若しくは営業所長等に係る市区町村税の納付状況
- (3) 納入成績
- (4) 納入、保守等の迅速性及び適性
- (5) 当該契約履行に対する地理的条件
- (6) 当該契約履行についての技術的適性

2 前項の場合において、事務局長は、契約内容に応じて特に必要があると認めたときは、当該契約に係る入札に参加する者に必要な選定基準を別に定めることができる。

(指名業者の選定)

第12条 物品の購入等に係る指名競争入札の指名業者については、あらかじめ契約担当課長が有資格業者のうちから県内業者を調査の上、選考し、秋田県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第2号。以下「決裁規程」という。）別表第2財務その他に関する事項の表に規定するそれぞれの費目の支出の決定に係る決裁区分に応じ、当該決裁権者が課長の場合は契約担当課長が、事務局長の場合は事務局長が選定に係る専決をする。ただし、当該調査の結果、指名できる県内業者が1人の場合又は県内業者にその能力がないと認められる場合は、県外業者を選定することができる。

(随意契約の業者選定)

第13条 物品の購入等に係る随意契約の相手方となる業者については、契約担当課長が有資格業者のうちから業者を選考し、決裁規程別表第2財務その他に関する事項の表に規定するそれぞれの費目の支出の決定に係る決裁区分に応じ、当該決裁権者が課長の場合は契約担当課長が、事務局長の場合は事務局長が選定に係る専決をする。

2 前項の場合において有資格業者のうちから業者を選定することが著しく困難なときは、有資格業者以外の業者を選定することができる。

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。